

## まちづくりにおけるデータ活用に関する検討とりまとめ

今後、人口の急激な減少と高齢化の進展が見込まれる中、都市政策においても、人口の増加を背景に都市施設を新たに整備し計画的に人口の受け皿となる市街地の拡大整備を図る方向性から、既存ストックを有効に活用しつつ都市構造の集約化を図る方向へと施策の軸足を大きく転換していく必要性に迫られている。

このような施策の遂行にあたっては、これまで以上に客観的、定量的データに基づく分析、検討を通じて、市民など地域の関係者との間で適切な合意形成を図ることが必要であり、この観点から、まちづくりにかかる調査の充実が求められているところである。

また、情報通信技術の進展に加えパーソナルデータを巡る制度面での検討も進みつつあり、今後、パーソナルデータや民間データも含めたデータソースを活用したまちづくり関連データの充実・高度化等について、新たな可能性が見えつつある状況にある。

他方、まちづくりに関し、体系的、継続的に調査を行う制度運用上の枠組みは、都市計画法に規定される都市計画基礎調査のみであり、当該基礎調査についても、経費や調査データの活用実態等において各種の問題を抱えているのが実態である。

こうした背景を踏まえ、検討会においては、都市政策上の各種課題に対応したまちづくりを支える基盤として、今後のまちづくりに関連する調査はいかにあるべきか、そのあり方について検討を重ねてきたところである。

今般、まちづくりにかかる調査、データの充実に向けた第一段階として、今後における検討の方向性についてとりまとめるが、引き続き、その具体化に向けてさらに検討を深めることが必要である。

### 1. まちづくりに関連する調査データの現状と課題

現状、まちづくりの検討に必要なデータを体系的、継続的に収集する枠組みとしては、都市計画基礎調査について制度的に規定しているほか、都市交通の実態を把握するパーソントリップ調査について、技術的助言を提示しているところである。

他方、各種都市政策上の課題に対応した検討、分析ニーズに対し都市計画基礎調査等の調査データだけでは十分応えきれないことから、地方公共団体においては、それぞれの政策課題に応じ、独自に別途調査を行っている場合も少なくない。

#### (1) 都市計画基礎調査に関する現状と課題

都市計画基礎調査は、都市計画法第6条に基づき、概ね5年毎に都道府県において調査を行うものとされており、法令により調査事項を規定するとともに、技術的助言である都市計画基礎調査実施要領において、その詳細が提示されている。

当該調査のデータは、都市計画の検討のみならず、他のまちづくりにも活用可能であり、他部局のデータも組み込みながらGIS上で活用するなど、各種まちづくりの分析、検討に活用している先進的な地方公共団体も一部には見られるが、そのような利活用を行っている地方公共団体はあまり多くはないのが現状である。また、当該調査については、調査にかかる費用負担や労力の軽減の観点から、かねてより

その簡素化を求める要望が寄せられてきたところである。

これに対し、平成 25 年 3 月の閣議決定「義務づけ・枠付けの第四次見直し」に基づき、平成 25 年度に「都市計画基礎調査実施要領」を改定したところであるが、なお建物現況調査をはじめとする一部調査では多大な労力や費用を要すること、一部の調査項目では利活用の頻度が低いなどの指摘、調査時期や実施主体を限定すべきでない、など、弾力化、簡素化を求める意見も少なからず見られるところである。このような状況に鑑み、法令により実施を義務づけている都市計画基礎調査については、地域の要請や調査の実情、利活用の実態等を把握のうえ、必要に応じさらなる見直しを検討することが求められている。

## 関連する都市計画法

### 【都市計画法】

第 6 条 都道府県は、都市計画区域について、おおむね 5 年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

### 【都市計画法施行規則】

第 4 条 法第 6 条第 1 項の規定による都市計画に関する基礎調査は、政府又は地方公共団体が動向に定める事項に関して行う調査の結果の集計及び必要な調査の実施により行うものとする。

第 5 条 法第 6 条第 1 項の省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 地価の分布の状況
- 二 事業所数、従業者数、製造業出荷額及び商業販売額
- 三 職業分類別就業人口の規模
- 四 世帯数及び住宅戸数、住宅の規模その他の住宅事情
- 五 建築物の用途、構造、建築面積及び延べ床面積
- 六 都市施設の位置、利用状況及び整備の状況
- 七 国有地及び公有地の位置、区域、面積及び利用状況
- 八 土地の自然的環境
- 九 宅地開発の状況及び建築の動態
- 十 公害及び災害の発生状況
- 十一 都市計画事業の執行状況
- 十二 レクリエーション施設の位置及び利用の状況
- 十三 都市計画策定上必要と認められる事項

### 《関連条文》

#### 【都市計画法】

##### (都市計画基準)

第 13 条第 1 項第 19 号 前各号の基準を適用するについては、第 6 条第 1 項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果に基づき、かつ、政府が法律に基づき行う人口、産業、住宅、建築、交通、工場立地その他の調査の結果について配慮すること。

##### (都市計画の変更)

第 21 条 都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による都市計画に関する基礎調査又は第 13 条第 1 項第 19 号に規定する政府が行う調査の結果都市計画を変更する必要がある明らかになったとき、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が達成されたと認めるとき、その他都市計画を変更する必要があるときは、遅滞無く、当該都市計画を変更しなければならない。

## (2) 交通実態調査に関する現状と課題

交通実態調査として、道路交通については、5年毎に全国で調査を行っている道路交通センサスがあるが、都市交通全般の動向を把握する調査としては、都道府県及び都市圏に属する市町村が協議会形式で概ね10年おきに任意調査として実施しているパーソントリップ調査が代表的である。

パーソントリップ調査は、年齢・性別などの個人属性ごとに、発着地点、交通手段、移動の目的といった都市圏全体の交通の実態を詳細に把握することができるデータであるが、多額の調査費が必要となること等から、調査実施都市は、一定規模以上の都市圏に属する都市に限定されているのが実態である。

また、集計単位を小さくしていくと、サンプル数が少なくなり精度の面で限界があることから、分析単位となる調査ゾーンを広く設定せざるを得ず、その結果、地区交通施策の検討など地区レベルの分析、検討には不向きであること等の課題もあり、地区レベルの分析や施策検討に際しては、別途交通量調査等が行われる場合も少なくない。

そのほか、調査実施日が秋季の平日1日に限定されている、移動手段の多様化など人々の交通行動の新たな変化を捉えきれていないといった課題も踏まえた、調査体系の見直しも求められる。

## (3) その他まちづくりに関連する調査データに関する現状と課題

特定の開発地区を対象とした整備計画の策定や各種政策課題に対応したまちづくり計画の策定などにあたり、必要なデータの不足や調査時期のずれ等を要因に都市計画基礎調査等の既存データが活用されず、費用をかけて別途の調査を実施している地方公共団体も少なくなく、さらには、こうした別途調査データもストックとして活かされていない状況も散見される。

また、地方公共団体他部局においては、住民基本台帳データ、医療、福祉施設等の施設立地データなど、それぞれの利用目的に応じ各部局において管理されている様々な行政データが蓄積されている。それらの中には、まちづくりににおいても有用、かつ制度的にも共有可能なデータも少なくないが、そうしたデータについても、部局間で存在に関する情報共有すら不十分である状況も見られるほか、GIS等のデータ化も十分進んでいないことから、まちづくりにかかる各種の分析、検討において積極的に活かしている地方公共団体は限定的である。

さらに、GPSデータ、地図データ、ICカードデータなど、まちづくりに活用可能な民間データも増えてきているが、こうした民間データを有効に活用している地方公共団体は決して多くはない。

一方、まちづくりの推進にあたり、民間の積極的な参画を促すことを期待して、公共が保有するデータのオープンデータ化を推進する地方公共団体も現れている。

## 2. まちづくり関連調査データを巡る背景事情・状況の変化

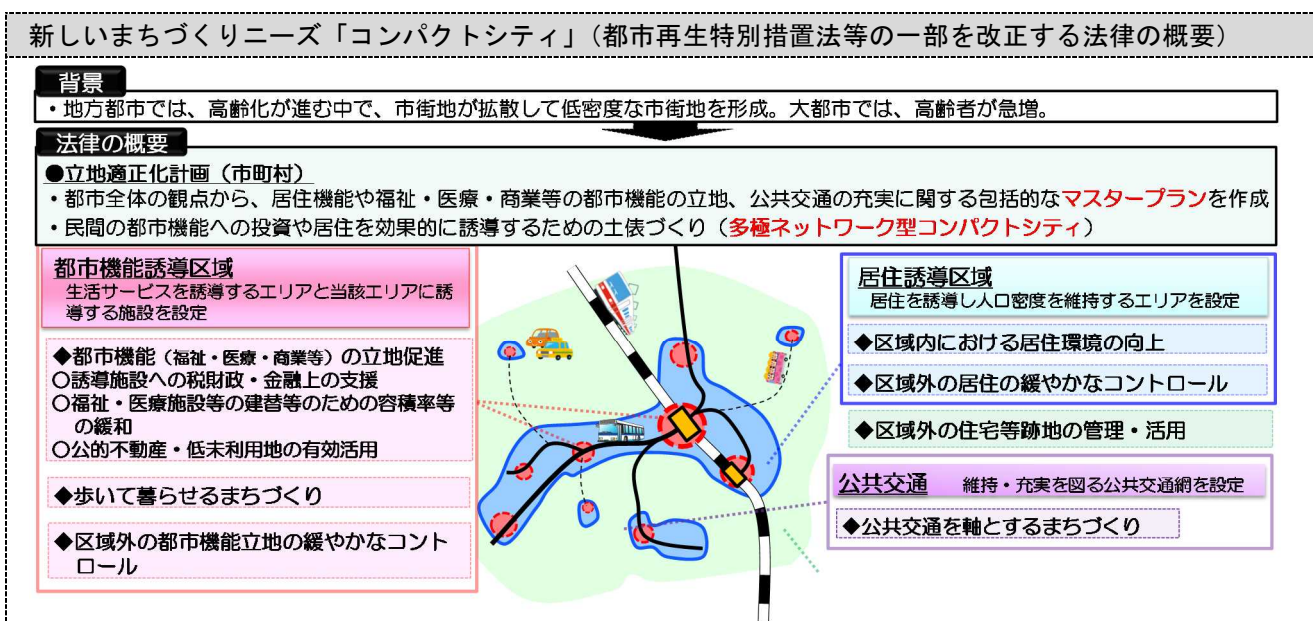
### (1) コンパクトなまちづくり・安全安心なまちづくりなど新たな検討、分析ニーズの発生

都市行政分野においては、近年、都市機能や市民生活、地域経済に着目した検討が必要な立地適正化計画制度、都市活動に由来するエネルギー消費量に着目した検討が必要な低炭素まちづくり計画制度、災害リスクと土地・建物・各種施設の関係に着目した防災都市づくり計画など、新たなまちづくりニーズが生じてきている。

こうした新たなまちづくり分野にかかる検討、分析にあたっては、従来の都市計画基礎調査等にはない都市活動、市民行動等に着眼した調査データが必要となるとともに、複数データを組み合わせたクロス分析やより即地的な分析など、これまで以上にGISデータ化をはじめとする調査データの高度化も求められてきているところである。

また、都市活動、経済活動の状況が日々刻々と変化する中、できる限り最新時点のデータが必要となるほか、市民の動き、エネルギー消費の実態や帰宅困難者の実態等の分析、検討など、時間変動データなどの動的データが有用である場合も少なくない。

しかしながら、各まちづくり分野において必要なデータ項目やその調査手法は明確に示されておらず、調査データの収集に時間や費用を要したり、担当部局毎に類似の調査を重複して行っていたりする場合も少なくなく、様々な政策ニーズに対応したまちづくりに関連する調査の全体像を明らかにすることが求められている。



### (2) パーソナルデータの利活用にかかる制度的検討の進捗

平成 26 年 6 月に「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」がとりまとめられ、さらにそれに基づき平成 26 年 12 月に「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に関する法律案の骨子(案)」が示されたところであり、個人情報保護とのバランスを図りながら、パーソナルデータの利活用にかかる制度的枠組みの改定に向け

た検討が進んでいるところである。

こうした制度的枠組みの改定により、パーソナルデータの活用ルールがより明確化することとなれば、まちづくり分野においても、都市計画基礎調査等に要する負担の軽減や、新たなまちづくりニーズに対応した調査データの充実等に寄与するなど、まちづくりに関連する調査全体にも大きなインパクトをもたらす可能性がある。

### (3) データに基づく客観的、定量的分析の必要性の高まり

立地適正化計画の作成など、今後のまちづくりにおいては、これまでの都市政策の価値観や方向性を大きく転換することが必要となるため、行政内部の説明、説得にあたっては、住民等関係者の合意形成等にあたっては、これまで以上に、客観的、定量的なデータ分析に基づく説得力のある説明が必要である。

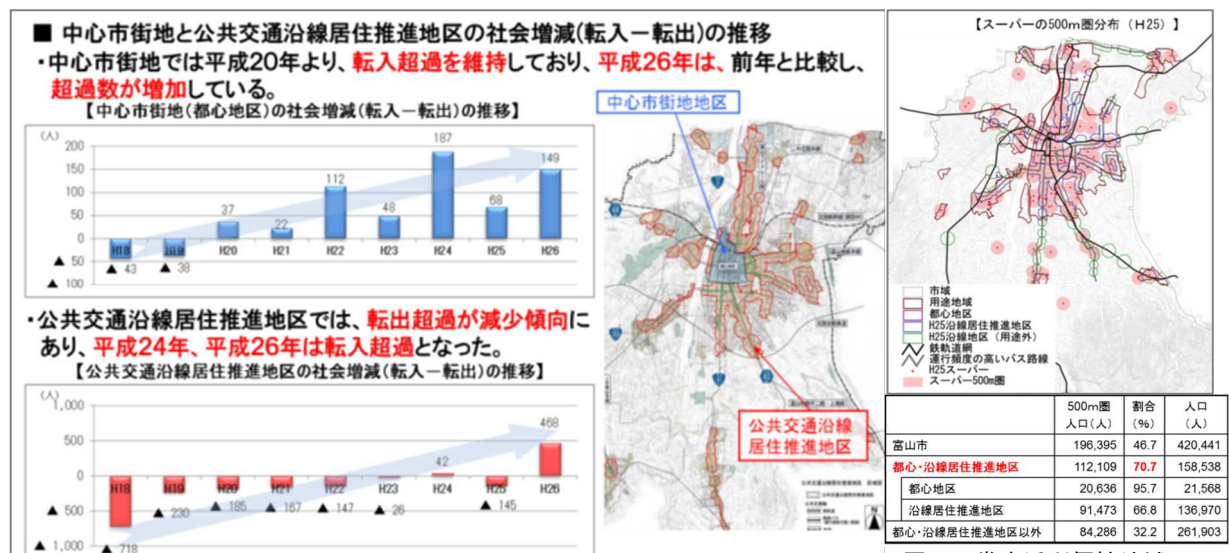
また、国においても各種制度、政策の立案において、現状の課題や制度・政策の効果を明確に提示することが不可欠となっているところであり、こうした検討、分析を行う土台として、まちづくりに関連する各種のデータをストックし、共有化する仕組みの充実が求められている。

#### 富山市の取組み（コンパクトなまちづくりの取組に関する評価）

■富山市では、住民基本台帳情報等を地理情報システム(GIS)に展開、毎年データを更新することで、都市構造やその変化等を把握・分析・可視化し、まちづくり施策の立案や効果検証などを行う都市計画分析モデルを構築。

■ミクロな視点での、人口変化や高齢化地区の状況等に基づき、以下のように他分野と連携した新たな都市計画の検討が可能。

- ① 道路、公園等の社会資本整備計画の見直し
- ② 高齢化地区での買い物や交通支援
- ③ 福祉、医療、教育施設等の適正配置



### 3. まちづくり関連調査にかかる改善の方向性

#### (1) まちづくり関連調査にかかる全体像の提示

近年、まちづくり行政においては、低炭素まちづくりやコンパクトなまちづくりなど、その検討に当たり都市計画基礎調査など既往の調査の枠内にとどまらないデータを必要とする新たなまちづくり分野への対応が求められてきている。

こうした新たなまちづくり分野の検討にいかなるデータが必要かつ有効なのかは必ずしも明らかになっていない一方、各まちづくり分野に必要なデータには共通するものも少なくないと考えられるところであり、各地方公共団体が取り組もうとするまちづくり分野やまちづくりのステージ等に応じて効率的、効果的にデータを収集することができるよう、国として、まちづくり行政を遂行する上での基礎的事項として各分野に共通する調査事項は何か、また各分野のまちづくりを進める上で有効と考えられる調査事項は何か、また、各調査事項にかかるデータはどこに掲載され、又はどのように収集することが効率的か等、各種のまちづくりを進める上で参考となる、まちづくりに関連する調査全体の見取り図を提示することが求められる。

#### (2) 都市計画基礎調査の合理化・簡便化

多くの地方公共団体が厳しい財政的、人的制約に直面している中、まちづくりにかかる調査の枠組みについても、法令等により調査を義務づける事項については必要最小限にとどめ、地方公共団体が地域の実情やまちづくり上の課題等に対応した必要なデータを選択的かつ効率的に収集することが可能となるよう改善していくことが必要である。

また、社会情勢や地域状況の変化等に対応して機動的に都市政策を展開していくためには、各種の検討、分析に必要な調査データを適切に収集、ストックしておくことが必要であることから、各種のデータを効率的に収集することも必要である。

この観点から、法令において規定している都市計画基礎調査にかかる、調査事項の合理化を図るとともに、基礎調査をはじめ各種まちづくりに必要な調査事項について、低コストで簡便な調査手法を構築することが求められる。

#### (3) P T調査をはじめとする都市交通実態調査の改善

都市交通マスタープランのみならず、あらゆるまちづくり施策の推進にあたっては、人の活動状況や公共交通の運行・利用状況などの都市交通データを用いた分析、検討が不可欠である。

しかし、現状のP T調査については、まちづくり施策のニーズに対して、データが必要なエリアが調査実施対象外である、調査密度が低く十分な量のデータが得られない、新しいデータがとれていないといったケースも少なくない。

以上を踏まえ、低コストで効率的にデータや分析結果を得られるよう、調査、分析手法を見直すとともに、調査間の連携や他部局・民間情報等との連携を図るなど、都市交通調査体系を見直す必要がある。



#### (4) まちづくりに関連する調査データ共有化の受け皿となる共通データ基盤の構築

前述のとおり、今後のまちづくりにおいては、よりデータに基づく客観的、定量的な分析、検討が求められてきている状況にある中、市町村においては、各部局が保有するまちづくりに関連するデータを庁内でストック、共有化する取組が求められる。

さらに、市町村においては各種の検討、分析にあたり都道府県データや全国データ等を用い、他の類似都市や全国との比較を行うことが有効であることに加え、都道府県においては、各種施策の検討等にあたり管内の市町村を横断した分析、検討が必要であり、また国においても各種政策、制度の検討等に際し全国的なデータに基づく定量的な分析が求められているところであり、こうした都道府県レベル、全国レベルでの都市政策の検討、評価に必要なデータを体系的に蓄積するデータ基盤の充実も必要である。

このため、市町村におけるデータ共有化の取組に加え、市町村レベルの都市計画に関するデータや全都道府県、全国を対象とした統計データ等のうち、地方公共団体と国において共有することが適切な基礎的データをストック、共有化し、関係行政主体が容易に分析、検討等に活用しうるデータ基盤を、国、地方公共団体の連携、協働のもと、段階的に整備、充実していくことも求められる。

この際、財政的な制約等から独自のデータを整備することが困難な中小市町村も存在すること、必要データの中には全国共通のデータも少なくなく各種データの入手にあたり地方公共団体それぞれが入手するより共同で入手する方が安価に調達可能であること等にも鑑み、一部市町村レベルのデータも含め、データの収集整備にあたっては、国が一部のデータについて一括購入するなど、一定の役割を果たしていくことも必要である。

## 4. まちづくり関連調査の改善に向けた当面の検討課題

### (1) まちづくり関連調査にかかる全体像の提示

#### ①まちづくり関連調査として対象とするまちづくり分野に関する検討

まちづくり関連調査の全体像に関する整理に当たり、どのまちづくり分野を対象に検討を進めることが適切か、その明確化を図ることが必要である。

この際、各地において立地適正化計画の作成に向けた検討が本格化しつつある中、早期に全体像を示すことが必要であることを踏まえると、当面、以下のような分野を対象とすることが考えられるが、こうした考え方も参考にしつつ、地方公共団体におけるニーズ、取組状況や各分野間の関係性等を勘案し、対象とすべきまちづくり分野の検討を行うことが必要である。

▶ 都市行政の基本分野…

『都市計画』、『交通まちづくり（都市交通MP、都市・地域総合交通戦略等）』、『緑のまちづくり（緑の基本計画等）』、『物流』

▶ 安全・安心に係る分野… 『防災・減災まちづくり』

▶ コンパクトなまちづくり分野及びそれと密接に関連する分野…

『コンパクトなまちづくり（立地適正化計画等）』、『健康福祉のまちづくり』、『低炭素まちづくり（エコまち計画等）』、『中心市街地活性化（中活基本計画等）』

#### ②まちづくり関連調査における調査事項に関する検討

対象とするまちづくり分野ごとに、地方公共団体における検討・分析ニーズ等を踏まえつつ、例えばコンパクトなまちづくりであれば、医療、商業、福祉施設の立地状況といった都市機能施設の配置・規模に関する事項、低炭素まちづくりであれば、エネルギー使用量や低未利用エネルギーの賦存状況といったエネルギー利用に関する事項など、分析・検討に必要な調査事項を整理、検討することが必要である。

その上で、都市の規模や地域の状況等により直面する課題は様々である中、地方公共団体が取り組む課題に応じて必要な調査事項を参照することができるよう、調査事項を、まちづくりを進める上の基礎的データとして各分野に共通する調査事項と各分野固有の調査事項に分類するとともに、既に公開されているデータについてはデータ掲載先を、公開されていないデータについては簡便な収集方法を整理、検討することが必要である。

本検討会では、各まちづくり分野に関し検討の視点や手順等を取りまとめた各種ガイドライン等の行政文書を参考として、次頁表のとおり、調査事項について一定の整理を行った。当該整理をベースに今後検討を深めていくことが求められる。

また、各まちづくり分野にかかる検討、分析に必要なと考えられる調査事項を可能な限り確保する観点から、民間データも含め、できるだけ多くのデータソースを検討の視野に入れる必要があるほか、調査事項の分類にあたっては、各調査事項の重要度、必要度も併せて整理することが有効と考えられるところであり、上述の検討にあたっては、こうした点も留意する必要がある。



表 各まちづくり分野に関する主な調査事項の整理

主な施策	主な共通調査事項の類型	主な個別調査事項の類型
交通 まちづくり	人 □ …人口規模、人口構成、 DID 等	交 通 …交通実態にかかる詳細データ 等
みどりの まちづくり	産 業 …店舗数、販売額、従業員 者数 等	自然環境 …気象、地質、土壌、動植物 等 景観歴史 …文化財、歴史的環境 等 市民活動 …市民参加の実績 等 緑地緑化 …緑地緑化の状況、緑被状況 等
防災・減災 まちづくり	土地利用 …土地利用の現況 等	地区交通 …滞留者数 等
	建 物 …建物の現況 等	産 業 …本社機能の配置
	都市機能 …医療、福祉、商業施設 等の立地 等	土地利用 …地形特性、宅地化の動向 等 都市施設 …公益施設の状況、避難場所 等
コンパクトな まちづくり	公共施設 …公共施設の配置 等	建 物 …空家の状況
福祉の まちづくり	交 通 …交通実態(PT、センサ等) …公共交通サービス、利用者 数 等	健 康 …要介護者数、健康寿命、運動 習慣 等 医療福祉 …医療費、介護費 等 都市施設 …バリアフリー化 等
低炭素 まちづくり	都市施設 …道路、公園、下水道 等	建 物 …集合住宅数 等
	災 害 …各種ハザード区域、避難 地・避難路 等	エネルギー …エネルギー消費量、未利用エネルギ ー源 土地利用 …新規住宅着工件数 等
中心市街地 活性化	地 価 …地価の状況 等	都市施設 …地区内駐車場数 地 価 …店舗賃料、家賃 地区交通 …来街者数
物流戦略	財 政 …自治体財政状況 等	物流施設 …取扱貨物 企業戦略 …施設立地意向、防災対策

## (2) 都市計画基礎調査の合理化・簡便化

### ①都市計画基礎調査等における調査事項の合理化に向けた検討

都市計画基礎調査は、私権の行使に一定の制約を課する性質を有する都市計画を適切に検討し又は見直す観点から、法令において義務化が図られている。他方、調査事項は、法令制定以降一度も見直されていないところであり、その意義、必要性に照らし、また都市計画法令において、都市計画の検討に勘案すべきとされている事項等について考慮しつつ、各調査事項について今日的な都市計画の検討における必要性を再度検証することが必要である。

〈参考：法 13 条に規定されている都市計画を定めるにあたり勘案すべき事項等の例〉

「人口、産業の現状及び見通し」、「土地利用、建物の現況」、「交通の現状及び見通し」、「公害・防災」、「都市施設の配置」、「都市計画事業の実施状況」等

#### 〈都市計画基礎調査の趣旨（「都市計画法の運用」より引用）〉

- 都市計画の策定とその実現を適切に遂行するためには、都市の現状、都市化の動向等についてできる限り広範囲なデータを把握し、これに基づいて策定することとしなければならない。そのため、都道府県がおおむね5年ごとに都市計画区域について人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等の現況及びその見通しについての調査を行わなければならない旨を規定したのである。
- おおむね5年ごとに基礎調査をすることとした理由は、計画論として都市計画がおおむね20年の長期的見通しの下に策定されるものであり、また、市街化区域がおおむね10年の動向を見定めて決定することになっているのに対し、現在のように都市の流動化の激しい時代に都市の現状、都市化の動向等を正確に把握していくためには少なくとも5年ごとに基礎調査を繰り返す必要があるからである。従って、市街化区域及び市街化調整区域その他の都市計画を5年ごとに見直すべきこととなる。

### ②調査事項にかかる調査手法の低コスト化・簡便化に向けた検討

現状において多くの費用を要している建物現況調査等をはじめ、都市計画基礎調査の各調査事項について、民間データ、行政データ、国の機関統計データ等の各種既存データ等の活用を図りながら、関係部局又は近隣市町村が共同で調査を行うといった運用面での工夫を含め、可能な限り低コストで簡便な調査手法の構築に向けて検討を行うことが必要である。

また、基礎調査の調査事項以外の事項についても、下記に記載する民間データの活用も含め、多様なデータソースの活用を図りながら、データ収集方法の簡略化や日々の業務を通じた整備・更新の仕組みの構築を図るべく検討を行うことが必要である。

この際、必要な調査事項にかかるデータ収集が困難な場合においても、他の統計データ等を活用することでデータの補完又は推計する手法も考えられるところであり、様々な角度から調査手法の簡便化を迫っていく視点が必要である。

### ③民間データの有効活用方策に関する検討

各種まちづくりにかかる検討、分析に必要なデータの充実を図りながら調査手法の簡便化を図っていく上で、時間・季節変動データ、地区詳細データや建築物等の図面データ等の、収集が可能な民間データの有効活用も重要な視点である。

また、相対的に更新頻度の高い民間データを活用し、都市計画基礎調査データ等を代替・補完することが可能となれば、まちづくりの検討、分析にあたり、最新時点のデータ確保も容易となるところであり、この観点からも民間データの有効活用が望まれる。

既に、地図データや基地局データ等を活用した一部のデータは市場化されているところであるが、これらの既存データの活用はもとより、パーソナルデータを含むビッグデータなどについても、個人情報保護制度にかかる動向に留意しつつ、利活用を進めていくことが求められる。

特に、既存統計データ等ではコスト等の制約から十分なデータの確保が困難な都市交通実態、地区レベルの詳細情報、市民ニーズ等の把握については、GPSデータ、ICカードデータ等のビッグデータを活用した統計・分析手法、プローブパーソン調査等のサンプリングデータ収集手法やロボットなどを活用した先端的な測量手法の活用などにより収集の可能性が広がるものと考えられるところであり、これら民間データと各種行政データとの連携、補完手法等を含め、大学等の研究機関や民間事業者とも連携を図りながら検討を進めることが必要である。なお、これらの連携にあたっては、整備するデータのステークホルダーの整理をすることが必要である。

また、こうした民間データの活用方策の検討にあたっては、データの多様化、データ取得コストの低減等を図る観点から、まちづくり分野におけるデータビジネス全体の裾野を広げていくという視点も必要である。このため、都市開発事業者、都市サービス提供事業者等の民間まちづくり主体のニーズも含め、まちづくり分野における民間データの活用について広い視野からの議論が必要である。

### (3) PT調査をはじめとする都市交通実態調査の改善

PT調査等の低コスト化・効率化のため、情報技術を活用した調査手法の開発を推進することが有効であると考えられる。開発にあたっては、民間ビッグデータの活用も検討するが、ビッグデータの利用に関する制限等をふまえ、既存手法に置き代わる新たな手法を開発することに拘泥せず、互いに補完できるような手法の確立をまずは目指すべきである。

表 ビッグデータ等民間データのまちづくり分野への活用イメージ（例）

データの種類	まちづくり分野における活用のイメージ	既存調査手法との比較
携帯電話 基地局情報	一定エリアにおける日・時間帯別の人の滞在状況や、集客圏を把握可能 ⇒【コンパクト化】誘導地域への集約化の効果把握 (例：施策実施前後の誘導地域での人口流入の変化)	都度、街頭にて交通量調査を実施
交通系 ICカード	市民の移動手段やICカードを活用した購買履歴などを把握可能 ⇒【都市交通戦略】地域公共交通利用実態把握	PT調査、各家庭へのアンケートなど
地図情報	高頻度で更新される航空写真や地図情報をもとに、土地/建物利用の変化を把握 ⇒【都市計画】土地利用・建物現況調査	5年に1回の航空写真撮影や調査員による実査

また、例えば地方中小都市における地域交通計画など、昨今の現場ニーズに応えられる交通調査手法について検討していく必要がある。つまり、地域を限定しつつも、継続的に長時間かつサンプル密度の高いデータ取得を行うことができるような調査体系について、実施主体（地方公共団体等）の財政制約等に配慮のうえ、検討を進める必要がある。

なお、都市計画基礎調査やP T調査などは、現状、一定期間ごとに調査を実施しているが、調査時期のずれなどにより、計画策定や見直しに際し調査データが十分に活用されていないなどの指摘もある。調査手法の低コスト化や簡便化、調査体系の検討を進めることで、継続してデータ収集等を行った場合でもトータルとして費用が軽減される場合など、より効率的な調査データの利活用等、まちづくりの推進に大きく寄与することが期待できる。

#### （４）まちづくりに関連する調査データ共有化の受け皿となる共通データ基盤の構築

市町村の庁内におけるデータの共有化にあたっては、まず、各部署における行政データの保有状況を共有することから取り組むなど、段階的に対応していくことも有効と考えられるほか、地方公共団体の負担軽減を図る観点から、一部の地方公共団体が整備している先進的なデータ基盤の他都市への展開や、複数都市による共同運用等の取組についても一考に値するものと考えられる。

#### 横浜市の取組（庁内情報共有システム）

- 横浜市では、庁内の各部署で作成したデータ一覧を掲載し、各業務で様々なデータが必要となった場合、その閲覧や利用をしやすい環境を整備している。
- プラットフォーム内には基本データと分野別データがある。
  - ・基本データには都市計画課で所管している、基本図(地形図) データや、都市計画決定データ、基礎調査のデータの他、学区や自治会エリア等のデータがある。
  - ・分野別データは基本データを利用して新たなデータを作成したもの。
- 庁内の各部署で作成したデータをとりまとめ、他部署でも共用することが可能なGISデータを掲載。



よこはまマップ（庁内版）トップページ

出典：横浜市提供資料より作成



よこはまマップ内都市計画課指導履歴マップ

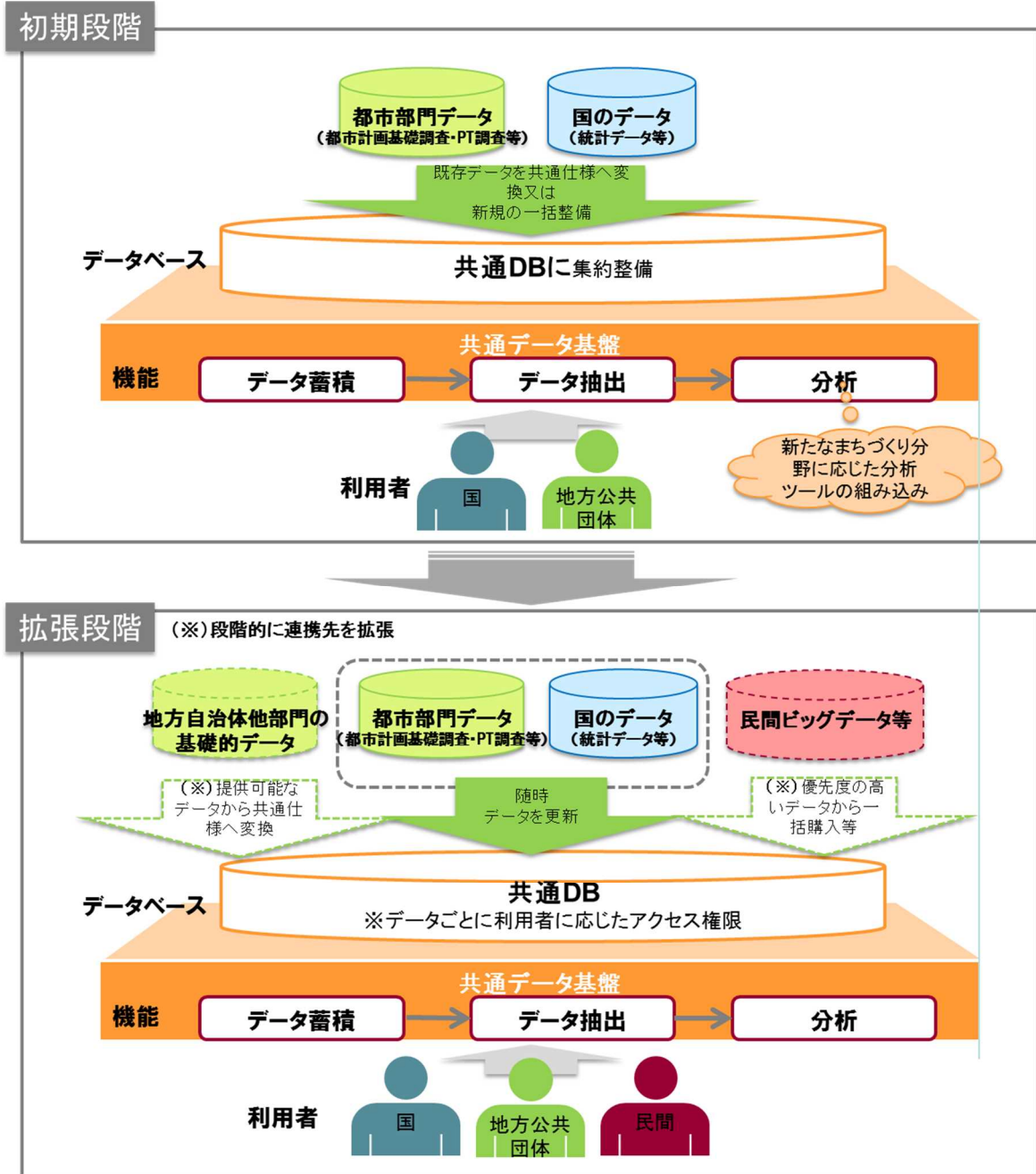
出典：横浜市提供資料より作成

一方、地方公共団体、国が共有する共通データ基盤の構築に向けては、データフォーマットやデータ種類に応じたアクセス権制御のあり方など、データ共有化に関する各種課題の検討を進めるとともに、対象とすべきデータ項目をはじめとする当該共通データ基盤の枠組みにかかる検討、各主体の負担を最小限に抑えた、データの整備、更新やデータ基盤の管理運用にかかる国、地方公共団体の役割分担のあり方などに関する検討を進め、共通データ基盤の構築に向けた取組の全体像を明らかにすることが必要である。

この際、すべての調査データを網羅した共通データ基盤を一度に構築することは困難であることから、全体像を念頭に置きつつ、例えば、まず、国の基幹統計データにかかるメッシュデータや都市機能施設、公共交通機関のポイントデータなど、容易に入手が可能な全国レベルのデータから構成されるデータ基盤を構築し、当該基盤に、都市計画基礎調査の主要事項にかかるメッシュ統計データや、民間統計データなどの必要データを順次追加していくなど、段階的にデータ基盤を構築、充実していくことが現実的な方策として考えられる。

また、こうした共通データ基盤の構築にあたっては、国土数値情報ダウンロードサービスなどの全国レベルのデータベース等が既に整備されていること、また、G空間プラットフォームなど、国レベルでデータ基盤の充実に向けた検討が進みつつあること等を踏まえ、政府の他のデータ活用や連携の可能性も視野に入れる必要があるほか、各種データの取扱やデータ基盤、アーカイブ化について知見を有する大学等の研究機関等との共同検討も有効と考えられる。

さらには、まちづくり行政推進のためには、収集データの充実のみならず、それを利用した有効な検討・分析を行う必要があるが、検討・分析主体である地方公共団体における人材育成を図るとともに、小規模な自治体が独力で実施することは困難を伴うことが想定されるため、その分析ツールについて共通データ基盤に組み込んでいく必要がある。



図：共通基盤データイメージ

他方、まちづくりにかかる各種データのオープンデータ化は、民間都市開発事業、都市機能施設の立地など各種の積極的かつ効率的な民間ビジネスの展開を促すなど、目指すべき都市の将来像を実現する上で有効な取り組みである。

このため地方公共団体においては、データ公開に制約のない地域統計データ等から積極的なオープンデータ化に取り組むとともに、上述の共通データ基盤の構築にあたっては、属性データの匿名化等の適切な処理をした上で、パーソナルデータの取り扱い等に配慮しつつ、民間事業者等のニーズがあるデータの提供が可能な環境整備の検討など、将来におけるオープンデータ化への対応を念頭においた検討が必要である。